

◎新潟県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年1月31日

新潟県上越地域振興局長

- 1 解除にかかる保安林の所在場所
新潟県上越市浦川原区東俣字大林82の4
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため